

(設置)

第 1 条 水源地域における森林の保全を図るための取組を推進し、水資源の安定的な利活用に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定に基づき、いわき市水源保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額の目標額は、10 億円とし、一の会計年度において積み立てる額は、それぞれ当該年度の予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の運用等)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、次に掲げる事業の実施又は当該事業の助成に要する経費に充てるものとする。

(1) 森林の水源かん養機能の維持向上を図るための事業

(2) 前号に掲げる事業への市民参加を促進するための事業

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、水源の保全のために必要と認められる事業

2 前項の収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して処理する。この場合において、収益の額が前項各号に掲げる事業の実施又は当該事業の助成に要する経費の額を超過したときは、当該超過した額に相当する額を基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 4 条第 1 項各号に掲げる事業の実施及び当該事業の助成に要する経費に充てるため、市長が特に必要と認める場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。